

平成31年3月18日
厚生労働省

3月11日付け「統計委員会委員の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」について、統計技術的・学術的観点から現時点において提供できる情報を以下のとおりご報告いたします。

「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」では、事実関係と関係職員の動機、目的、認識等、さらに責任の所在の解明の観点等から検証が行われたものです。

同委員会が1月22日に取りまとめた報告書及び2月27日に取りまとめた追加報告書に記載されているとおり、平成16年から平成29年までの間、東京都の規模500人以上規模の事業所について、全数調査としていたものを適切な手続きを踏むことなく抽出調査とした上で、適切な復元・推計のために必要なシステム改修を行っていなかったことが確認されています。

これを踏まえて、要望書の記載の項目については、厚生労働省として現在調査等を行っているところですが、現時点で提供できる情報は以下のとおりです。引き続き、できる限り速やかに調査等を進め、確認できたものから順次報告いたします。

(1) について

(総論)

- ① 毎月勤労統計調査は500人以上規模の事業所を除いて抽出調査であるため、標本誤差が発生しますが、非標本誤差についてはなるべく発生しないように、適切な無作為抽出を行った上で回収率の向上を目指すなど、標本の無作為性(randomness)を確保した上で、標本理論に基づき適切に復元して推計することが最も重要であると考えています。

具体的には、復元を行う際に、母集団労働者数と調査票上の労働者数の合計との比から算定される推計比率を乗じることにより推計を行っています。

- ② 平成16年調査において、どのような設計に基づいて抽出が行われたのかの記録等は確認されておりません。現在の標本設計においては、東京都の500人以上規模の事業所においても、30人～99人規模や100人～499人規模と同様に無作為抽出を行っており、当時も同様に無作為抽出を行っていたものと推測されます。

(各論)

- ③ 東京都の 500 人以上規模の事業所について、標本設計の過程において、誤差計算を行っております。
- ④ 東京都の 500 人以上規模の事業所について、非標本誤差の影響を分析した記録等は確認されておられません。
- ⑤ 東京都の 500 人以上規模の事業所について、平成 16 年 1 月調査以降抽出調査に変更された理由としては、1 月 22 日の報告書に記載のとおり、
- ・ 東京都に大規模事業所が集中し、数も増加していることから、全数調査にしなくても、適切な復元処理がされる限り統計としての精度が確保できると考えていたこと
 - ・ 一定の調査事業所総数のもとで、中規模事業所の精度を向上させるため、その部分の抽出率を高める代わりに、負担軽減のために標本数が十分な大規模事業所を抽出に変更したこと
 - ・ かねてより厚生労働省に寄せられていた都道府県や回答事業所からの負担軽減の要望に配慮したこと
- などが挙げられます。
- 抽出調査に変更された理由として、ご提示のような、非標本誤差の影響があったことを示す根拠は確認されておられません。

(2) について

①～④について、現在確認を行っているところであり、確認が取れ次第回答します。

(3) について

2 月 27 日に取りまとめられた追加報告書においては、公的統計の意義やその重要性に対する意識の低さ、幹部職員の公的統計に対する無関心、組織としてのガバナンスの欠如等が厳しく指摘されております。その上で、再発防止策としては、厚生労働省の省内で取り組むことができる一案として、幹部職員も含めた統計の基本的知識の習得や意識改革の徹底、ガバナンスの強化を目的とした管理職を含めた研修の強化など、8 項目にわたる提案をいただいているところです。

このため、まずは追加報告書への対応として、①統計に関する認識、リテラシーの向上、②統計業務の改善、③組織の改革とガバナンスの強化、3 点を柱とする改革案の具体化に取り組むとともに、要望書のご指摘、統計委員会における再発防止策のご議論にも適切な対応を検討していくことを通じて、再発防止策を検討してまいりたいと考えています。

以上